

第104期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年3月22日(金曜日) 午前10時
(受付開始: 午前9時)



開催場所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号
オークラホテル丸亀・鳳凰の間(2階)

本株主総会につきましては、当日のご参加又は、書面(郵送)もしくはインターネット等での議決権行使をお願い申し上げます。

なお、お土産の配布はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2024年3月21日(木曜日) 午後5時15分

夢がある。技術がある。未来ができる。



大倉工業株式会社

証券コード 4221

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

第104期定時株主総会を2024年3月22日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

本年、ポートフォリオの深化に向けた成長投資として、仲南工場において海外偏光板メーカーの需要対応を目的に大型用光学フィルムの生産能力増強に向けた投資を行い、現在生産開始しております。また、今後も高い経済成長が見込まれるベトナムでの新工場の建設を決定し、現在建設中です。2025年の稼働を目指し、まずは機能材料分野である接着剤の製造販売から始めます。その後は自動車関連、OA機器関連のフィルム加工事業の拡大を目指しております。

当社グループの事業は、多くのステークホルダーの皆様を支えられて成り立っております。今後も「人々の安心で快適な生活を支え、社会から信頼される企業であり続ける」ことを事業経営の根幹に据え、情報開示と対話を積極的に行い、いただいたご意見を事業経営に反映させながら、成長路線へと舵を切っていきたいと考えております。

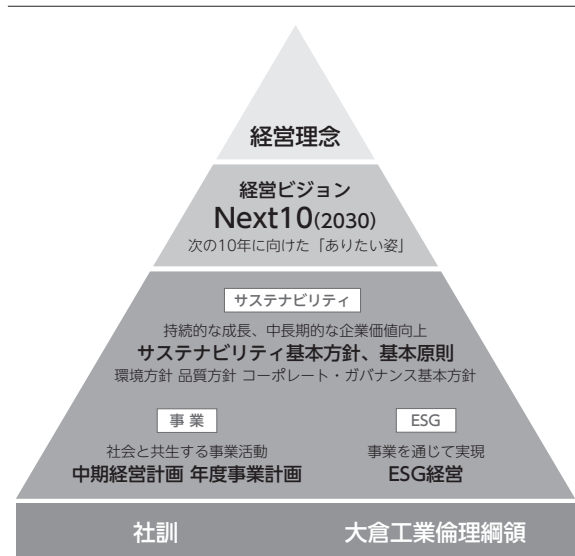
株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2024年3月

代表取締役社長執行役員

神田 進

経営体系



経営理念

- 人ひとりを大切に —
- 地域社会への貢献 —
- お客様を第一に —

経営ビジョン

要素技術を通じて、新たな価値を創造し、
お客様から選ばれるソリューションパートナー

お客様の価値向上と社会課題の解決に貢献し、
事業を通じて、社会・環境価値を創出する

証券コード4221
2024年3月1日
(電子提供措置の開始日 2024年2月28日)

株 主 各 位

香川県丸亀市中津町1515番地

大倉工業株式会社

代表取締役 神 田 進
社長執行役員

第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第104期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.okr-ind.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、
お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使方法についてのご案内」(3頁～4頁)に沿って、2024年3月21日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使いた
だきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月22日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号
オークラホテル丸亀・鳳凰の間(2階)

3. 目的事項

報告事項

1. 第104期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第104期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等と書面による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネット等で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・会社の体制及び方針
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

議決権行使方法についてのご案内

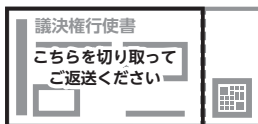
株主総会にご出席されない方



郵送によるご行使

行使期限
2024年3月21日(木曜日)
午後5時15分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2024年3月21日(木曜日)
午後5時15分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



インターネット等によるご行使

行使期限
2024年3月21日(木曜日)
午後5時15分まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時 **2024年3月22日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)**

開催場所 **香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号 オークラホテル丸亀・鳳凰の間(2階)**

インターネット等による議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2024年3月21日（木曜日）午後5時15分まで

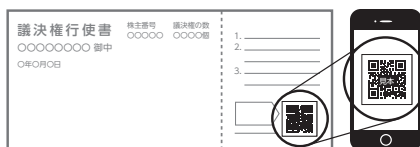
（議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

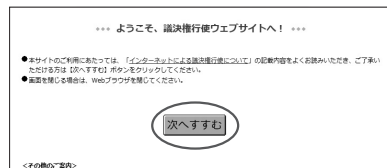
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力いただく必要があります。

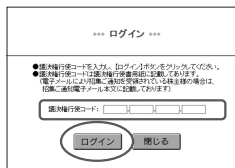
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

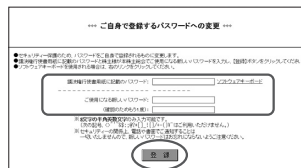
- 1 ウェブサイトへアクセス



- 2 ログインし、議決権行使コードの入力



- 3 パスワードの入力



- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使のPC等の操作方法について

0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

0120-782-031 (土日休日を除く9:00~17:00)

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、業績や事業の将来展開に必要な備え等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第104期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金110円 総額 1,330,265,640円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月25日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の答申を受けております。また、監査等委員会は各候補者に関して、当社取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位
1	<input type="checkbox"/> 再任	たか はま かず のり 高 濱 和 則	代表取締役会長
2	<input type="checkbox"/> 再任	かん だ すすむ 神 田 進	代表取締役社長執行役員
3	<input type="checkbox"/> 再任	ふく だ えい じ 福 田 英 司	取締役常務執行役員
4	<input type="checkbox"/> 再任	た なか よし とも 田 中 祥 友	取締役常務執行役員
5	<input type="checkbox"/> 再任	うえ た とも お 植 田 智 生	取締役執行役員

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立役員

独立役員候補者

候補者
番号

1

たか はま かず のり
高濱 和則

(1950年2月13日生)

再任

所有する
当社株式の数

31,520株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1975年4月	当社入社	2009年3月	当社代表取締役専務取締役
2003年3月	当社取締役	2010年1月	当社代表取締役社長
2006年1月	当社常務取締役	2018年3月	当社代表取締役会長（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、2010年より代表取締役社長、2018年より代表取締役会長を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

かん だ すすむ
神田 進

(1954年7月8日生)

再任

所有する
当社株式の数

26,900株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2013年1月	当社取締役合成樹脂事業部長
2009年4月	当社執行役員株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長	2016年3月	当社常務取締役合成樹脂事業部長
2010年3月	当社取締役合成樹脂事業部製品グループ統括兼子会社担当兼コーポレートセンター経営計画部部长兼株式会社ユニオン・グラビア代表取締役社長	2017年3月	当社代表取締役常務取締役合成樹脂事業部長
		2018年3月	当社代表取締役社長
		2020年3月	当社代表取締役社長執行役員（現在）

取締役候補者とした理由

候補者は、2018年より代表取締役社長、2020年より代表取締役社長執行役員を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ふく だ えい じ
福田 英司

(1969年9月13日生)

再任

所有する
当社株式の数

9,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年4月	当社入社	2021年3月	当社取締役執行役員コーポレートセンター経 理部長
2007年1月	株式会社九州オークラ代表取締役社長	2021年4月	当社取締役執行役員コーポレートセンター財 務・経営管理部長
2009年4月	当社執行役員株式会社九州オークラ代表取締 役社長	2023年1月	当社取締役執行役員合成樹脂事業部長
2010年2月	当社執行役員株式会社関西オークラ（現 株式 会社K Sオークラ）代表取締役社長	2023年3月	当社取締役常務執行役員合成樹脂事業部長（現在）
2015年7月	当社執行役員合成樹脂事業部事業支援部企画管 理グループ長		〔重要な兼職の状況〕 無錫大倉包装材料有限公司 執行董事
2017年3月	当社執行役員合成樹脂事業部企画管理グループ 長兼生産管理グループ長		

取締役候補者とした理由

候補者は、合成樹脂事業部門の管理部門の責任者を歴任した後、2021年より取締役を務めております。合成樹脂事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

た なか よし とも
田中 祥友

(1955年2月22日生)

再任

所有する
当社株式の数

15,540株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社	2020年3月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター 担当兼CSR・ESG担当
2009年4月	当社執行役員株式会社関西オークラ（現 株式 会社K Sオークラ）代表取締役社長	2021年4月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター 総務広報、人事、サステナビリティ推進、DX 推進 担当兼サステナビリティ委員長
2010年3月	当社取締役コーポレートセンター総務部長	2023年1月	当社取締役常務執行役員コーポレートセンター 担当兼財務・経営管理部長兼サステナビリティ 委員長
2011年3月	当社取締役コーポレートセンター総務部長兼環 境安全・品質保証担当兼コーポレートセンター 管轄子会社担当	2024年1月	取締役常務執行役員コーポレートセンター担当 兼サステナビリティ委員長（現在）
2017年3月	当社取締役コーポレートセンター担当兼総務部長		〔重要な兼職の状況〕 大友化成株式会社 代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社 代表取締役
2018年3月	当社常務取締役コーポレートセンター担当兼総 務部長		
2019年1月	当社常務取締役コーポレートセンター担当兼C SR・ESG担当		

取締役候補者とした理由

候補者は、子会社の代表取締役社長を務めた後、2010年より取締役を務めております。管理部門の責任者としての豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

うえ た とも お
植田 智生

(1962年7月19日生)

再任

所有する
当社株式の数

10,900株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2017年3月	当社取締役新規材料事業部長
2007年4月	当社新規材料事業部第2BU長	2020年3月	当社取締役執行役員新規材料事業部長（現在）
2009年3月	当社新規材料事業部長		〔重要な兼職の状況〕
2010年3月	当社執行役員新規材料事業部長		オー・エル・エス有限会社 代表取締役専務

取締役候補者とした理由

候補者は、新規材料事業部門の製造部門において長年の経験を有しており、2009年より事業部長、2017年より取締役を務めております。新規材料事業部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び海外を除く連結子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員と海外を除く連結子会社の監査役です。各候補者が再任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社従業員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第3号議案

監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の答申を受けております。また、監査等委員会の同意も得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当社における地位
1	再任	きた だ 北 田	たかし 隆	社外 独立役員 取締役（監査等委員）
2	再任	なが お せい 長 尾 誠	じ 司	取締役（常勤監査等委員）
3	再任	ば ば とし 馬 場 俊	お 夫	社外 独立役員 取締役（監査等委員）
4	再任	いい じま な え 飯 島 奈 絵		社外 独立役員 取締役（監査等委員）
5	再任	わた なべ よう いち 渡 邊 洋 一		社外 独立役員 取締役（監査等委員）
6	新任	さい とう しげ のり 齋 藤 繁 範		社外 —

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立役員

独立役員候補者

候補者
番号

1

きた だ たかし
北田 隆

(1956年2月24日生)

再任
社外
独立役員

所有する
当社株式の数
2,600株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1985年3月	公認会計士登録	2014年10月	公認会計士北田隆事務所開設（現在）
1998年4月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2016年3月	当社取締役（監査等委員）（現在） 株式会社ファインデックス社外取締役（監査等委員）（現在）
1999年7月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）		

〔重要な兼職の状況〕
公認会計士
株式会社ファインデックス 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、監査・会計の専門家としての観点からの助言と、長らく公認会計士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

候補者
番号

2

なが お せい じ
長尾 誠司

(1966年12月15日生)

再任

所有する
当社株式の数
1,200株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社	2021年3月	当社執行役員内部監査室長
2017年3月	当社コーポレートセンター経理部長	2021年4月	当社執行役員内部統制・監査室長
		2022年3月	当社取締役（常勤監査等委員）（現在）

監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、経理部門の責任者を歴任した後、2023年より取締役を務めております。経理部門及び内部監査部門における豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ば ば とし お
馬場 俊夫

(1952年11月15日生)

再任

社外

独立役員

所有する
当社株式の数

5,800株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年4月	弁護士登録	2016年3月	当社取締役（監査等委員）（現在）
1983年4月	馬場法律事務所開設（現在）		
2004年3月	当社監査役		〔重要な兼職の状況〕
2015年3月	当社取締役		弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、法律家としての観点からの助言と、長らく弁護士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となるとともに、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。また、候補者は過去に当社の業務執行者ではない役員（監査役）であったことがあります。

候補者
番号

4

いい じま な え
飯島 奈絵

(1964年4月11日生)

再任

社外

独立役員

所有する
当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録、堂島法律事務所（現 弁護士法人堂島法律事務所）入所	2015年6月	株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ社外取締役（監査等委員）（現在）
2001年10月	米国ワシントンD.C.カーランド&エリス法律事務所入所	2016年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン株式会社）社外取締役（監査等委員）
2002年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年4月	大阪弁護士会副会長
2002年9月	堂島法律事務所（現 弁護士法人堂島法律事務所）復帰（現在）	2022年3月	当社取締役（監査等委員）（現在）
2003年6月	ナビタス株式会社（現 シリウスビジョン株式会社）社外監査役		〔重要な兼職の状況〕
2013年4月	京都大学法科大学院客員教授		弁護士 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、法律家としての観点からの助言と、長らく弁護士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

5

わた なべ よう いち
渡邊 洋一

(1961年3月21日生)

再任
社外
独立役員

所有する
当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年4月	高橋税務会計事務所入所	2022年3月	当社取締役（監査等委員）（現在）
1999年12月	税理士登録		
2003年4月	渡邊洋一税理士事務所（現 税理士法人ビズブレイン）開設（現在）		〔重要な兼職の状況〕 税理士
2020年7月	T K C全国会副会長（現在）		T K C全国会 副会長
2020年9月	T K C四国会会長（現在）		T K C四国会 会長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、税理士として監査、会計等企業実務に精通しており、幅広い経験と見識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、税務の専門家としての観点からの助言と、長らく税理士業務に携わった結果得られた知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

6

さい とう しげ のり
齋藤 繁範

(1971年6月15日生)

新任
社外

所有する
当社株式の数

0株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1995年4月	住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社	〔重要な兼職の状況〕	住友化学株式会社 経営企画室部長
2024年1月	住友化学株式会社経営企画室部長（現在）		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、長年他の企業に勤務されており、豊富な業務経験と知識を有しているため、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、異なる企業文化で育まれた独自の観点からの助言と、上場企業の管理部門の責任者として有する知見に基づく経営のチェック機能及び企業統治の強化であります。

- (注) 1. 北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び齋藤繁範氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 齋藤繁範氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である住友化学株式会社の経営企画室部長であります。
4. 当社は、北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 北田隆氏、長尾誠司氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、齋藤繁範氏が選任された場合、同氏と当該契約を新たに締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び海外を除く連結子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員と海外を除く連結子会社の監査役です。各候補者が再任又は選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

当社では「大倉工業グループコーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、取締役会の役割・構成、取締役候補者の指名方針等について規定しています。

取締役会は、重要な経営の意思決定を行うとともに、適切に経営を監督するため「企業経営」「事業戦略・マーケティング」「技術・生産・開発」「財務会計」「総務広報・人事労務・法務知財」「サステナビリティ」の各項目について、豊富な経験と高度な専門的知識を有する取締役を選任しています。

区分	氏名	ジェンダー	当社における役職・担当、資格等		取締役に期待する分野					
			役職	担当、資格等	企業経営	事業戦略・マーケティング	技術・生産・開発	財務会計	総務広報・人事労務・法務知財	サステナビリティ
社内取締役	高濱 和則	男性	代表取締役会長		◎					
	神田 進	男性	代表取締役社長執行役員 ・指名報酬委員		◎					
	福田 英司	男性	取締役常務執行役員	合成樹脂事業部長		○	○	○		○
	田中 祥友	男性	取締役常務執行役員	コーポレートセンター担当 兼サステナビリティ委員長				○	○	○
	植田 智生	男性	取締役執行役員	新規材料事業部長		○	○	○		○
	長尾 誠司	男性	取締役常勤監査等委員					○	○	○
社外取締役	北田 隆	男性	独立社外取締役監査等委員 ・指名報酬委員長	公認会計士				○		○
	馬場 俊夫	男性	独立社外取締役監査等委員 ・指名報酬委員	弁護士					○	○
	飯島 奈絵	女性	独立社外取締役監査等委員 ・指名報酬委員	弁護士					○	○
	渡邊 洋一	男性	独立社外取締役監査等委員 ・指名報酬委員	税理士				○		○
	齋藤 繁範	男性	社外取締役監査等委員	住友化学株式会社経営企画室部長		○				○

(注) 上記の一覧表は、各取締役の保有する知識と経験のすべてを表したものではなく、会社として特に発揮を期待するスキルを記載しております。

以上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、国内経済活動の正常化の進展や、インバウンド消費が増加していることに加えて、各種経済政策効果などもあり、穏やかな回復基調で推移しました。また、先行きにつきましては、賃上げの広がりやインバウンド需要の増加が続くことへの期待感があるものの、世界経済の減速に伴う需要減少やコスト増加などが懸念されることから、今後を見通すことが依然として困難であり、不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、新規材料事業において大型液晶パネル向け光学フィルムの受注が増加したことなどにより、当連結会計年度の売上高は788億6千3百万円（前年同期比2.1%増）となりました。

利益面では、売上高の増加に加えて、生産性の向上によるコスト削減に努めたことなどにより、営業利益は49億5千6百万円（前年同期比31.4%増）、経常利益は54億1千7百万円（前年同期比26.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、保有する投資有価証券の売却に伴う投資有価証券売却益を特別利益に計上したことなどにより、43億1千5百万円（前年同期比13.9%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況

合成樹脂事業

政府によるコロナ対策の緩和措置や円安によるインバウンド需要が期待されるなか、拡販活動に努めましたが、生活必需品を主とした相次ぐ値上げによる消費者の購買意欲低迷が影響し、食品用途を中心とした包装用フィルムにおいて販売数量が減少しました。また、光学・半導体用途の工業用プロセスフィルムにおいても市場の悪化による在庫調整の影響を受けたことにより、販売数量が低調に推移しました。一方、原料価格をはじめとするコスト上昇分の製品価格への転嫁を推し進めたことにより、売上高は510億5百万円（前年同期比1.2%減）にとどまりました。営業利益は、製品価格の上昇に加えて生産性の向上などのコスト削減に努めたことにより、41億4千4百万円（前年同期比19.2%増）となりました。

新規材料事業

大型液晶パネル向け光学フィルムの受注が増加したことに加えて、自動車用途などの機能材料も好調に推移したことから、売上高は136億9千1百万円（前年同期比26.1%増）となりました。営業利益は売上高の増加に加えて、歩留り改善に注力し生産性の向上に努めた結果、18億5千4百万円（前年同期比38.1%増）となりました。

建材事業

新規顧客獲得や既存顧客へのアプローチに傾注し、基幹事業であるパーティクルボードの販売量は維持しましたが、新設住宅着工戸数の減少が顕著であった四国を主商圏とする木材加工事業において大幅に販売数量が減少したことなどにより、売上高は126億1千2百万円（前年同期比5.5%減）となりました。営業利益については、引き続きユーティリティコストが増加しているものの、パーティクルボードの安定生産を継続したことなどにより、9億円（前年同期比4.5%増）となりました。

その他

ホテル事業で新型コロナウイルスによる行動制限が緩和され、宿泊や宴会が回復したことや情報処理システム開発事業が堅調に推移したことにより、その他全体の売上高は15億5千3百万円（前年同期比6.8%増）となりました。営業利益はホテル事業の売上高の増加などにより、4億5千6百万円（前年同期比24.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は111億4千8百万円であります。その主なものは、新規材料事業の光学フィルム製造装置及び工場建設工事などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、経営ビジョンNext10(2030)及び中期経営計画(2024)の目標を達成することです。

①Next10(2030)及び中期経営計画(2024)の基本方針

Next10(2030)では「事業ポートフォリオの深化」を掲げ社会課題の解決、お客様の価値向上を目指して当社のビジネスモデルを変革します。中期経営計画(2024)では「事業ポートフォリオの高度化」に向け、成長市場・分野への投資を拡大し、基盤事業である生活サポート製品群については環境貢献を切り口として再定義することで更なる成長を目指します。

また、「人ひとりを大切に」「地域社会への貢献」「お客様を第一に」という当社グループの経営理念のもと、『「社会から信頼される企業」であり続けるために、事業を通じて、社会との共生を念頭に企業の成長を目指す』をサステナビリティ基本方針として、環境・社会・ガバナンスを重視したESG経営に事業活動を通して取り組むことで持続的な成長と企業価値の向上を実現します。

②中期経営計画(2024)における事業セグメント別基本方針

合成樹脂セグメントでは、既存分野において、社会課題、急激な環境変化への即応とし

で環境貢献製品を拡充し、成長分野では高機能製品の提供に注力していきます。新規材料セグメントでは、テレビ・スマートフォンなどの表示体市場において、今後大画面化、高輝度化に対応するフィルムの生産能力増強を図ります。また、車載・ハイエンドディスプレイ分野での事業拡大を機能性フィルム・加工ソリューションの提供により実現します。建材セグメントでは、環境貢献製品であるパーティクルボード製品のフル生産フル販売により売上高を増加させます。さらに環境負荷を低減する製品の販売拡大を図ります。その他事業では、引き続き各事業子会社が地域に密着したそれぞれの戦略により拡販を図るとともに、利益体質を強化させていきます。

③中期経営計画(2024)における投資に係る基本方針

中期経営計画(2024)の3ヵ年で合計250億円の投資を計画し、戦略投資と成長投資が65%を占めます。主な投資としては、大型液晶パネル向け光学フィルムの生産能力増強、海外製造拠点設立、高機能フィルム製造設備導入、環境事業投資、環境貢献フィルム製造設備増強、CO₂削減推進を行います。

④中期経営計画(2024)3年目の方針

中期経営計画(2024)1年目の2022年は、大きな環境変化が生じたことが影響し、連結売上高は計画を達成することができましたが、連結営業利益は計画未達となりました。

中期経営計画(2024)2年目の2023年は、物価上昇に伴う買い控えなどで販売数量は減少するも原材料価格上昇分の製品価格転嫁を維持したことや生産性向上によるコスト削減に努めたことなどにより、連結売上高は計画未達でしたが、連結営業利益は計画達成となりました。

中期経営計画(2024)3年目の2024年は、インフレの高止まりや金利政策、中東情勢などが及ぼす影響により世界経済は依然不透明感があるものの、半導体や自動車、ディスプレイ市場はそれぞれ回復してくるものと予想しております。

このような外部環境の中、当社グループは、Next10(2030)及び中期経営計画(2024)の基本方針を堅持し、引き続き目標達成に向け全社一丸で取り組んでまいります。

当社グループの中期経営計画(2024)最終年の全社基本方針として、基盤強化の実現に向けて、「選択と集中」を遂行し、収益力の強化を図ってまいります。具体的には、海外も含めて、伸長する市場、製品群へ資源を集中するとともに、付加価値の高い製品群を拡大してまいります。また、事業ポートフォリオで示した注力分野「情報電子」「モビリティ」「環境・エネルギー」「ライフサイエンス」に対して進めている研究開発のスピードアップを図り、早期事業化を目指してまいります。併せて、環境負荷低減など環境課題解決に貢献できる製品群である「環境貢献製品」に対し、廃棄から資源循環、低炭素化などの

製品価値を高める仕組みづくりへも取り組みます。特に、資源循環対策としては、リサイクル製品の開発と拡販やケミカルリサイクル原料の製品化に注力してまいります。また、これらを実現するためには欠かせない人的資本への投資も拡充し、「人材の育成と強化」へも取り組んでまいります。

サステナビリティを推進する上で、脱炭素経営に向けた取組みは重要であると認識しています。今後もPPAモデルを活用した太陽光発電設備の導入や省エネ設備への更新、導入などCO₂排出量削減に向けた取組みを積極的に行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第 101 期	2021年度 第 102 期	2022年度 第 103 期	2023年度 (当連結会計年度) 第 104 期
売 上 高	80,958百万円	88,420百万円	77,260百万円	78,863百万円
経 常 利 益	4,509百万円	5,531百万円	4,275百万円	5,417百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,865百万円	3,417百万円	3,788百万円	4,315百万円
1 株当たり当期純利益	240.41円	286.49円	317.45円	359.29円
総 資 産	82,651百万円	85,869百万円	90,234百万円	100,272百万円
純 資 産	49,094百万円	52,524百万円	55,591百万円	60,869百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）に基づいて算出しております。
2. 第101期は、新型コロナウイルス感染拡大により市場が縮小したことの影響を受け、売上高は減少しました。しかし、合成樹脂事業において変動コストが低位で推移したことや付加価値の高い製品の販売増加の影響が、売上高減少の影響を上回ったことにより、経常利益は増加しました。
3. 第102期は、新型コロナウイルス感染症の影響は継続しているものの、新規材料事業において光学製品の受注が好調だったことや合成樹脂事業において販売数量が増加したことなどにより、売上高は増加しました。また、売上高の増加や新規材料事業及び建材事業において生産性が向上したことの影響により、経常利益も増加しました。
4. 第103期は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が残っているものの、合成樹脂事業においてコスト上昇分について製品価格への転嫁が進んだことや建材事業において販売数量が増加したことなどにより、収益認識会計基準適用前の売上高は増加しました。しかし、原材料価格上昇や電力・光熱費用の増加などにより経常利益は減少しました。
5. 第104期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第103期の期首から適用しており、第103期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 K S オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社九州オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社埼玉オークラ	100百万円	100%	合成樹脂製品製造販売業
株式会社オークラプロダクツ	50百万円	100%	合成樹脂製品製造業
株式会社ユニオン・グラビア	10百万円	100%	製版事業
株式会社オークラプレカットシステム	100百万円	100%	木材加工事業
株式会社オークラハウス	40百万円	100%	宅地造成及び建物建築事業
オークラホテル株式会社	100百万円	100%	ホテル事業
オークラ情報システム株式会社	12百万円	100%	情報処理システム開発事業

(7) 主要な事業内容

区分	主要製品等
合成樹脂事業	ポリエチレンフィルム、ポリプロピレンフィルム等
新規材料事業	光学機能性フィルム等
建材事業	パーティクルボード、加工ボード、加工合板、木材加工、宅地造成及び建物建築等
その他の事業	ホテル事業、情報処理システム開発事業及び不動産賃貸事業等

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な営業所及び工場

香川県内 本社

合成樹脂事業 (丸亀第四工場、丸亀第五工場、仲南工場)

新規材料事業 (A棟～G棟)

建材事業 (詫間工場)

香川県外 合成樹脂事業 (東京支店、名古屋支店、大阪支店)

②子会社の主要な営業所及び工場

会 社 名	営 業 所 及 び 工 場
株 式 会 社 K S オ ー ク ラ	本社 (滋賀県)、静岡工場 (静岡県)
株 式 会 社 九 州 オ ー ク ラ	本社 (熊本県)
株 式 会 社 埼 玉 オ ー ク ラ	本社 (埼玉県)
株 式 会 社 オ ー ク ラ プ ロ ダ ク ツ	本社 (香川県)、岡山工場 (岡山県)
株 式 会 社 ユ ニ オ ン ・ グ ラ ビ ア	本社 (香川県)
株 式 会 社 オ ー ク ラ プ レ カ ッ ト シ ス テ ム	本社 (香川県)
株 式 会 社 オ ー ク ラ ハ ウ ス	本社 (香川県)
オ ー ク ラ ホ テ ル 株 式 会 社	本社、オークラホテル丸亀 (香川県)
オ ー ク ラ 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	本社 (香川県)

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	臨 時 従 業 員 数
合 成 樹 脂 事 業	1,238名	△49名	188名
新 規 材 料 事 業	284名	10名	18名
建 材 事 業	147名	12名	14名
そ の 他 の 事 業	100名	△2名	24名
全 社 (共 通)	135名	△2名	16名
合 計	1,904名	△31名	260名

(注) 臨時従業員数は、準社員（常用労働者）を含んでおります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 中 国 銀 行	778百万円
株 式 会 社 伊 予 銀 行	308百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	250百万円
株 式 会 社 香 川 銀 行	130百万円
株 式 会 社 四 国 銀 行	100百万円

(注) 借入金残高は、短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,021,600株
- (2) 発行済株式の総数 12,093,324株 (自己株式321,546株を除く。)
- (3) 株主数 14,362名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	883千株	7.30%
住 友 化 学 株 式 会 社	819千株	6.77%
オ ー ク ラ 共 栄 会	599千株	4.96%
株 式 会 社 中 国 銀 行	582千株	4.81%
大 倉 工 業 従 業 員 持 株 会	420千株	3.48%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	384千株	3.18%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	375千株	3.10%
住 友 林 業 株 式 会 社	315千株	2.61%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	289千株	2.39%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	271千株	2.25%

(注) 当社は自己株式321,546株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2020年3月26日開催の第100期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。2023年3月23日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年4月11日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）6名に対し自己株式7,500株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は2023年3月23日開催の取締役会において、従業員に対し、業務に従事することへの労に報いるとともに、従業員の経営参画意識の高揚を図り、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を目指すことを目的として、当社の発行する普通株式を従業員持株

会会員に対し、従業員持株会(以下、「持株会」という。)への特別奨励金を付与、及びその方法として持株会に対し第三者割当による自己株式の処分を決議し、同7月3日に自己株式を以下のとおり処分しております。

		処 分 概 要
処 分 期 日		2023年7月3日
処 分 株 式 の 種 類 及 び 株 式 数		当社普通株式150,825株
処 分 総 額		293,354,625円 (一株につき1,945円)
処 分 方 法		第三者割当の方法による
処 分 先		大倉工業従業員持株会
付 与 対 象 者		2023年6月30日時点における大倉工業従業員持株会の会員

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高濱和則	代表取締役会長	
神田進	代表取締役社長執行役員	
田中祥友	取締役常務執行役員 (コーポレートセンター担当兼財務・経営管理部長兼サステナビリティ委員長)	大友化成株式会社 代表取締役社長 中讃ケーブルビジョン株式会社 代表取締役
福田英司	取締役常務執行役員 (合成樹脂事業部長)	無錫大倉包装材料有限公司 執行董事
上原英幹	取締役執行役員 (R & Dセンター担当)	
植田智生	取締役執行役員 (新規材料事業部長)	オー・エル・エス有限会社 代表取締役専務
北田隆	取締役 (監査等委員)	公認会計士 株式会社ファインデックス 社外取締役 (監査等委員)
長尾誠司	取締役 (常勤監査等委員)	
馬場俊夫	取締役 (監査等委員)	弁護士
飯島奈絵	取締役 (監査等委員)	弁護士 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 社外取締役 (監査等委員)
渡邊洋一	取締役 (監査等委員)	税理士 T K C 全国会 副会長 T K C 四国会 会長
吉野泰雄	取締役 (監査等委員)	住友化学株式会社 経営企画室部長 神東塗料株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び吉野泰雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査の実効性を高めるため、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門と十分な連携を図るべく、長尾誠司氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) 北田隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 長尾誠司氏は、当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 (監査等委員) 渡邊洋一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 取締役（監査等委員）北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏は、東京証券取引所に独立役員として届出を行っております。

7. 2023年12月31日現在における執行役員は次の7名であります。

氏名	役職名
香川清造	執行役員 建材事業部長
平場智康	執行役員 合成樹脂事業部生産技術部長
葛岡英一	執行役員 コーポレートセンターサステナビリティ推進部長
寺元義純	執行役員 合成樹脂事業部事業開発部長
大西一真	執行役員 R&Dセンター長
野口克弘	執行役員 新規材料事業部光学材料BU長
八十徹也	執行役員 合成樹脂事業部グループ会社統括兼ベーシックマテリアルBU長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（常勤監査等委員）長尾誠司氏ならびに取締役（監査等委員）北田隆氏、馬場俊夫氏、飯島奈絵氏、渡邊洋一氏及び吉野泰雄氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び海外を除く連結子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員と海外を除く連結子会社の監査役です。当該保険契約は、第三者及び当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる職務執行に関する損害賠償及び訴訟費用についての損害を填補の対象としており、故意又は重過失に起因する場合は填補されません。被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、補償金額に制限を設けています。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下、「決定方針」という。)を決議しております。決定方針の内容の概要は次のとおりです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、指名報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認した上で、決定しているため取締役会も基本的にその決定を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 役員報酬ポリシー

取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系となっています。また、株式報酬制度を導入することで、株主様と同じ目線に立った経営を推進し、会社の中長期的な成長を動機づけるものであります。取締役(監査等委員)及び社外取締役は、固定報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬の対象外であり、企業業績に左右されない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保しています。

b. 報酬体系

取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬で構成されています。基本報酬は、役位に応じて設定する固定額を毎月支給する金銭報酬です。業績連動報酬は、取締役の報酬を会社業績と貢献度に連動させることで、業績向上意欲を高める業績連動金銭報酬です。株式報酬は、取締役が株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な成長と企業価値の増大を目指すもので、役位別に設定した額に割当てられる譲渡制限付株式報酬となっています。

また、取締役の基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の割合は概ね 8 : 1 : 1 となっています。

c. 役員報酬額水準

国内の同業・同規模上場企業の役員報酬水準をベンチマークとし、当社従業員の前年度の賞与水準や業績を総合的に勘案して設定しています。

d. 報酬決定手順

取締役の個人別報酬額については公正性及び透明性を確保するため、取締役会が指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会が決定します。また、譲渡制限付株式報酬は、各取締役に割当てられる株式数を定時株主総会後の取締役会にて決議します。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は会社業績との連動性を確保するため、役位別に設定した基本額に、前年度の従業員賞与指数と取締役担当部門の業績指数（売上高指標・経常利益指標）を乗じた金額をベースとして、それぞれの市場環境や戦略性を勘案し、指名報酬委員会が決定します。当該指数を選択した理由は、従業員賞与指数については、従業員報酬と連動することによって、労使の一体感をより高めるためであります。また、業績指数については、所管の担当部門の業績の中でも最も明確な売上高・経常利益という数値を用いることにより、業績連動としての明確性を高めるとともに各員のモチベーションアップを図ることを目的としております。なお、当事業年度に係る業績指数である売上高・経常利益については、19頁の「(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

③非金銭報酬等に関する事項

取締役が株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な成長と企業価値の増大を目指すため、取締役に対して非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

各事業年度に割当ててる譲渡制限付株式総数の上限は40,000株（年額50百万円以内）で譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までとしております。

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

なお、当該株式報酬の交付状況は、23頁の「(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年3月23日開催の第96期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額220百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいています。(同定時総会終結時の対象取締役の員数は6名)また、2020年3月26日開催の第100期定時株主総会にて、事前交付型の譲渡制限付株式報酬の導入にあたって、株式報酬額を年額220百万円の別枠にて年額50百万円以内と決議いただいています。(同定時総会終結時の対象取締役の員数は6名)

2022年3月24日開催の第102期定時株主総会において、取締役(監査等委員)の報酬額は年額50百万円以内と決議いただいています。(同定時総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は6名)

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、2022年2月10日開催の取締役会の決議に基づき、指名報酬委員会が当事業年度の取締役の個人別金銭報酬額を決定しております。

その権限の内容は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、当社の業績や経営環境、各取締役の職務・経験・業績に対する貢献度及び従業員に対する処遇との整合性等を考慮し、個人別の報酬等の内容の決定を委任するものであります。

これらの権限を指名報酬委員会に委任した理由は、当委員会が過半数の委員を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について公正な評価を行うことが適していると判断したためです。同委員会は

社外取締役（監査等委員）である北田隆氏を委員長として、代表取締役社長執行役員の神田進、社外取締役（監査等委員）の馬場俊夫氏、飯島奈絵氏及び渡邊洋一氏の5名で構成されております。

⑥当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	192 (-)	157 (-)	20 (-)	14 (-)	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	43 (31)	43 (31)	- (-)	- (-)	6 (5)

(注) 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）北田隆氏は、株式会社ファインデックス社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は同社との間に特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）飯島奈絵氏は、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社は同社との間に特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）吉野泰雄氏は、住友化学株式会社経営企画室部長ならびに神東塗料株式会社社外監査役を兼務しております。住友化学株式会社は当社の大株主であるとともに、特定関係事業者（主要な取引先）であります。当社と同社の間には経常的な営業取引関係があります。また、当社と神東塗料株式会社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況	発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	北 田 隆	取締役会 14回／14回 監査等委員会 12回／12回 指名報酬委員会 3回／3回	主に公認会計士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員長を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	馬 場 俊 夫	取締役会 14回／14回 監査等委員会 12回／12回 指名報酬委員会 3回／3回	主に弁護士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	飯 島 奈 絵	取締役会 14回／14回 監査等委員会 12回／12回 指名報酬委員会 3回／3回	主に弁護士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	渡 邊 洋 一	取締役会 14回／14回 監査等委員会 12回／12回 指名報酬委員会 3回／3回	主に税理士としての専門的見地に基づく豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	吉 野 泰 雄	取締役会 14回／14回 監査等委員会 12回／12回	主に大手化学メーカーにおける豊かな知識と経験を活かし、経営や企業統治に関する有益な発言、助言及び業務執行の監督を行う等、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が適正に職務を遂行することが困難であると認められる場合等、会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

そのため、監査等委員会は、監査等委員会が定める「会計監査人の評価基準」に基づき、会計監査人の評価を実施いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決定しております。

①経営及び業務執行の根幹となる基本理念

当社は、社会から信頼される企業であり続けるために、社会との共生を念頭に企業の成長を目指している。これまで「人ひとりを大切に」、「地域社会への貢献」、「お客様を第一に」という当社の経営理念のもと、変化する社会環境の中でE（環境）、S（社会）、G（統治）を重視した事業運営を行ってきた。今後は、2020年に特定した事業を通じたソリューション提供への重要課題「マテリアリティ」と「事業継続のための基盤」を基に、サステナビリティを経営戦略の中心とした積極的な活動を推進し、持続的発展可能な社会づくりへの貢献を目指す。

②当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動において法令等を順守するためにコンプライアンス・プログラムを策定している。これは、三つの部分で構成される。

第一に、組織として二つの委員会を設置している。「コンプライアンス委員会」は、代表取締役社長執行役員を委員長とし、取締役を中心として構成する。同委員会は、重要事項の決定や改善勧告等を行う。「コンプライアンス実行委員会」は、各部署より選出された従業員で構成し、浸透活動や各種通達等を実施する。

第二に、内部通報制度を制定している。コンプライアンス違反事項を発見した当社グループの従業員等は、社内外に設置された複数の窓口に対して、電話等の手段を用いて通報又は相談することができる。会社はこの通報を理由とする不利益処分を一切行わないと明言しており、規程に明記している。以上により、コンプライアンス違反事項を早期に察知し、事態の悪化を防ぐ。

第三に、「倫理綱領」、「倫理行動基準」、「ケーススタディ集」という三つの文書を定めている。そして、これらすべての文書を当社グループの全従業員が閲覧可能な状態を常に保持している。当社は、このコンプライアンス・プログラムの内容を定期的に見直すこと

もに、違反事項の発生時には改善勧告や懲戒処分を行うことにより、法令順守の体制を維持する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、業務文書の作成・管理・保存について規定する文書管理規程を定める。この規定に従い、取締役の職務執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に保存し、管理する。取締役は、この文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。

④当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、法務、知的財産、情報セキュリティ、安全衛生等に関わる当社グループ全体の各種のリスクについて、コーポレートセンターの各担当部署が有機的に連携しながら網羅的に管理する。特に製品の品質については、専門部署が全社的な観点に基づき、各事業部門の品質管理担当部署と連携しながら定期的に品質内部監査を実施するなどして、品質マネジメントシステムの維持改善に努める。また、環境保全についても、品質と同様にマネジメントシステムを構築し、持続可能な社会の実現への貢献を目指している。

これらの各担当部署は、日常的にコーポレートセンター内及び各事業部門との間で情報交換や意見聴取を行い、損失の危険に関わると思われる情報については、都度コーポレートセンターを担当する取締役を通じて取締役会及び監査等委員会に報告を行う。

また、天災や事故災害等の重大事態の発生時には、コーポレートセンターを中心とする緊急対策本部を設置し対応する。

⑤当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則として月1回開催して、事業の進捗状況の把握と経営上の重要事項の決定を行う。また、当社は定款により取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期を1年と定めている。この目的は、取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するためである。加えて、経営に有益な専門的見識と経験を備えた社外取締役を3名以上選任し、取締役会の議論の透明性向上と効率性強化を図る。

また当社は、監査等委員会設置会社を選択している。監査等委員は、前記能力に加えて監査に有益な専門的能力を備えた取締役で構成しており、経営監視機能の強化を図る。

他方、当社は執行役員による経営会議を原則月2回以上開催して、授權範囲内での最終意思決定を行い迅速な執行を実現する。さらに、取締役会で議論すべき事項を事前に審議することにより、取締役会の円滑な意思決定に資する。

当社グループの各企業においては、その規模や事業内容に応じて柔軟な経営組織や体制を選択しており、親会社である当社の方針と軌を一にした経営を行う。

また当社及び当社グループでは、Next10(2030)と銘打った長期的なビジョンに基づく3カ年中期経営計画及び年度予算計画を策定し、この計画に基づいて事業計画の立案と進捗管理を行う。そして、定期的に計画と実績の乖離を確認して目標の達成に努める。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社関連会社運営基準を定めており、当社の子会社は、原則的にこの基準に従って経営及び業務運営を行う。また、当社の子会社は、各事業部門管轄子会社とコーポレートセンター管轄子会社に二分される。各事業部門管轄子会社においては当該事業部門長が、コーポレートセンター管轄子会社については担当取締役が各々の経営の指導及び支援を行うとともに、必要に応じてコーポレートセンターが助言や支援を行う。

当社は、各管轄部門より子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役等及び使用人の職務執行の効率化を図るとともに、その内容が法令・定款に適合していることを確認する。

また、子会社が多額の投資等の重要事項を決定する際には、当社の経営会議及び取締役会に上程又は報告することにより、適正な業務執行を可能ならしめるよう努める。

さらに当社は、当社のコンプライアンス・プログラムの一部を子会社と共有し、子会社の取締役と従業員が一体となった順法意識の醸成を図る。特に内部通報制度に関しては、子会社で働くすべての従業員が当社の通報窓口に通報できる制度運用に努める。

また当社は、子会社における取締役又は監査役を招集して実施する会議を定期的に行き、子会社の取締役及び監査役との意見交換を行う。

- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の当該会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、取締役会に対して、その職務を補助するため補助者の配置を求めることができるものとし、取締役会はその具体的な内容について監査等委員会と協議の上決定する。監査等委員会より命令を受けた当該補助者はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該補助者の人事異動等については、会社は監査等委員会の意見を参考に決定する。

また、当該補助者は他の使用人としての業務を兼務している場合においても、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑧当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した時は、これを直ちにかつ適切な方法により監査等委員会に報告する義務を負う。なお、当社グループは、当該報告を行ったことを理由として、報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。

監査等委員は、各種の社内における重要な会議等にも出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

また内部通報担当部署は、内部通報制度による内部通報があった際には、速やかに監査等委員会へ当該内部通報内容を報告するものとする。さらに、監査等委員会独自の内部通報制度も設置し、経営層に係るような重大な案件については独自に調査可能な状態を整えている。

- ⑨監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役との定期的な会合において意見交換を行う。

監査等委員会は内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要がある時は追加監査の実施等を求めることができる。

また監査等委員会は、会計監査人との定期的な会合を行い、会計監査内容の報告を受けるとともに意見交換を行う。

⑪財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・強化し、適切な運用を図り、その整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善に努める。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、対決し、一切の関係を遮断する。この考え方は、当社の「倫理行動基準」に明記した上で、当社グループの全従業員に配付する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制・監査室がモニタリングし、改善を進めております。また当社は、本年度においては、取締役会を14回、監査等委員会を12回、経営会議を22回開催し、法令・定款への適合性と業務の適正性の観点から審議を行いました。

②コンプライアンス

当社はコンプライアンス・プログラムを有しており、それによって当社は従業員等に対して教育や浸透活動を実施しました。また、内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上に努めました。グルー

各社は、その会社規模に応じて当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度についてはグループ全社に開放して受付を行っております。

③リスク管理体制

本年度に発生した各種のリスクに対しては、コーポレートセンターの各担当部署が事業部門と連携して対応に当たるとともに、必要に応じてその内容を取締役に報告しました。

④内部監査

内部統制・監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

⑤監査等委員会

監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役会、経営会議等の出席等を通じて、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監査監督を行いました。

監査等委員会は、代表取締役のほか、会計監査人との定期的な会合をもち、意見及び情報の交換を行いました。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と緊密な連携を図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。

(備考) 本事業報告中に記載の百万円単位の金額及び千株単位の株式数は、数値未満を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	50,947	流 動 負 債	34,075
現 金 及 び 預 金	7,806	買 掛 金	17,020
受 取 手 形	3,011	電 子 記 録 債 務	672
売 掛 金	18,702	短 期 借 入 金	1,529
電 子 記 録 債 権	8,189	1年内返済予定の長期借入金	373
商 品 及 び 製 品	5,292	未 払 金	5,382
仕 掛 品	1,224	未 払 法 人 税 等	765
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,967	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	1,893
販 売 用 不 動 産	291	そ の 他	6,437
そ の 他	1,461		
固 定 資 産	49,325	固 定 負 債	5,327
有 形 固 定 資 産	35,616	繰 延 税 金 負 債	714
建 物 及 び 構 築 物	12,032	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,789
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,292	そ の 他	823
土 地	6,278		
建 設 仮 勘 定	8,491	負 債 合 計	39,403
そ の 他	522		
無 形 固 定 資 産	888	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	55,562
投 資 其 他 の 資 産	12,820	資 本 金	8,619
投 資 有 価 証 券	11,291	資 本 剰 余 金	9,105
繰 延 税 金 資 産	130	利 益 剰 余 金	38,394
そ の 他	1,398	自 己 株 式	△557
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,281
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,018
		為 替 換 算 調 整 勘 定	236
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	27
		非 支 配 株 主 持 分	24
		純 資 産 合 計	60,869
資 産 合 計	100,272	負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,272

連 結 損 益 計 算 書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	78,863
売上原価	63,974
売上総利益	14,888
販売費及び一般管理費	9,932
営業利益	4,956
営業外収益	
受取利息及び配当金	321
為替差益	61
その他の収益	145
営業外費用	
支払利息	17
支払手数料	36
その他の費用	13
経常利益	5,417
特別利益	
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	428
特別損失	
固定資産除売却損	158
投資有価証券売却損	1
特別退職金	0
税金等調整前当期純利益	5,688
法人税、住民税及び事業税	1,379
法人税等調整額	△8
当期純利益	4,317
非支配株主に帰属する当期純利益	2
親会社株主に帰属する当期純利益	4,315

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,619	9,071	35,094	△829	51,956
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,014		△1,014
親会社株主に帰属する当期純利益			4,315		4,315
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				274	274
自己株式処分差益		33			33
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	33	3,300	272	3,606
当 期 末 残 高	8,619	9,105	38,394	△557	55,562

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,507	220	△114	3,613	20	55,591
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,014
親会社株主に帰属する当期純利益						4,315
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						274
自己株式処分差益						33
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	1,510	15	141	1,667	3	1,671
連結会計年度中の変動額合計	1,510	15	141	1,667	3	5,278
当 期 末 残 高	5,018	236	27	5,281	24	60,869

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社 12社

主要な連結子会社名

(株)KSオークラ (株)九州オークラ (株)埼玉オークラ
(株)オークラプロダクツ オークラホテル(株) (株)オークラプレカットシステム
オークラ情報システム(株) (株)オークラハウス (株)ユニオン・グラビア

(ロ) 非連結子会社である大倉産業(株)及びOKURA VIETNAM CO.,LTD.については、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

なお、OKURA VIETNAM CO., LTD.は2023年5月22日付で新たに設立いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社5社（大友化成(株)他）は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 総平均法に基づく原価法

②棚卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品…… 主として総平均法に基づく原価法

販売用不動産…………… 個別法に基づく原価法

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物……………定額法

建物以外の有形固定資産……………主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～14年

②無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度における引当金残高はありません。

(二) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ホ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5つのステップに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業を主要な事業として展開しており、主として合成樹脂事業においてはポリエチレン、ポリプロピレンの各種製品の製造・販売、新規材料事業においては各種光学機能性フィルム製品の加工及び製造・販売ならびに商品の販売、建材事業においてはパーティクルボード及び加工ボード等の加工及び製造・販売を行っております。

これらの製品等については、当該製品等が顧客に引渡された時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、国内販売においては、出荷時から製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業において、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行った上で当該顧客に販売する有償受給取引については、顧客から受け取る対価の総額から原材料等の仕入価格を控除した純額で収益を認識しております。

また、新規材料事業において、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

(ハ) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

②法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」(前連結会計年度23百万円)及び「設備関係電子記録債務」(前連結会計年度9百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

なお、前連結会計年度において、「流動負債」に掲記しておりました「支払手形及び買掛金」は、「支払手形」の残高がなくなったため、当連結会計年度より「買掛金」として掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 130百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額 1,681百万円)

(ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、今後の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損損失の認識及び測定)

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

合成樹脂事業に含まれる香川県仲多度郡まんのう町の合成樹脂フィルム製造設備及び香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備において、損益が継続してマイナスとなったことから、事業用資産の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額(香川県仲多度郡まんのう町の合成樹脂フィルム製造設備2,900百万円 香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備2,107百万円)を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、事業用資産については製品群別又は拠点別を基礎として、また賃貸資産及び遊休資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上されます。

合成樹脂事業に含まれる香川県仲多度郡まんのう町の合成樹脂フィルム製造設備及び香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画(翌期予算)を基礎としており、主要顧客への販売計画に基づく将来の販売数量及び販売単価の見積りや、過去の趨勢による将来の売上高などを主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は不確実性を伴うため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 103,186百万円 |
| 2. 国庫補助金等による圧縮記帳額 | |
| 国庫補助金等受入により、建物及び構築物387百万円、機械装置及び運搬具651百万円、土地35百万円、その他5百万円の圧縮記帳を行っており、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。 | |
| 3. 保証債務 | |
| 銀行借入に対する保証債務 | |
| オー・エル・エス(有) | 406百万円 |
| 計 | 406百万円 |
| 4. 期末日満期手形の処理 | |
| 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 | |
| なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 172百万円 |
| 電子記録債権 | 476 〃 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 12,414,870株

2. 配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,014百万円	85.00円	2022年12月31日	2023年3月24日

(ロ) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,330百万円	110.00円	2023年12月31日	2024年3月25日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金（主として短期）及び設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（償還日は最長で決算日後1年）は主に設備投資に係る資金調達であります。この大半は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスクの軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスクの管理

資金調達時には、市場の金利動向の確認及び他の金融機関との金利比較等を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務・経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(ニ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (注2)	10,679	10,679	—
資 産 計	10,679	10,679	—
(1) 長期借入金 (注3)	373	373	△0
負 債 計	373	373	△0

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「設備関係電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2023年12月31日)
非 上 場 株 式	101
子 会 社 及 び 関 連 会 社 株 式	510
合 計	611

3. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(イ) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株 式	10,596	—	—	10,596
投 資 信 託	—	83	—	83
資 産 計	10,596	83	—	10,679

(ロ) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	—	373	—	373
負 債 計	—	373	—	373

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。投資信託は、市場における取引価格が存在しないことから公表されている基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	合成樹脂 事業	新規材料 事業	建材事業	計		
ライフ&パッケージ	17,885	—	—	17,885	—	17,885
プロセスマテリアル	6,262	—	—	6,262	—	6,262
ベーシックマテリアル	20,085	—	—	20,085	—	20,085
アグリマテリアル	5,483	—	—	5,483	—	5,483
機能材料	—	3,559	—	3,559	—	3,559
電子材料	—	2,191	—	2,191	—	2,191
光学材料	—	7,856	—	7,856	—	7,856
パーティクルボード	—	—	7,691	7,691	—	7,691
プレカット	—	—	2,854	2,854	—	2,854
その他	1,288	84	2,066	3,439	1,392	4,832
顧客との契約から生じる収益	51,005	13,691	12,612	77,309	1,392	78,702
その他の収益	—	—	—	—	160	160
外部顧客への売上高	51,005	13,691	12,612	77,309	1,553	78,863

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル事業、情報処理システム開発事業ならびに不動産賃貸事業等を含んでおります。「その他の収益」は、不動産賃貸事業収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (ホ) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(イ) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	29,123	29,903
契約負債	117	139

契約負債は、顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領した前受金に係るもので、連結貸借対照表上、「流動負債 その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、117百万円であります。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	5,031.25円
2. 1株当たり当期純利益	359.29円

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,238	流動負債	42,993
現金及び預金	4,175	買掛金	18,943
受取手形	2,915	電子記録債権	625
売掛金	18,064	短期借入金	1,440
電子記録債権	8,102	1年内返済予定の長期借入金	343
商品及び製品	2,956	未払金	5,249
仕掛品	631	未払費用	2,439
原材料及び貯蔵品	3,262	未払法人税等	297
前払費用	151	預り金	11,810
未収入金	929	設備関係電子記録債権	1,837
立替金	2,434	その他	7
その他	612		
固定資産	54,867	固定負債	4,781
有形固定資産	27,656	長期未払金	81
建物	8,171	長期預り金	649
構築物	437	繰延税金負債	1,085
機械及び装置	5,646	退職給付引当金	2,873
工具器具及び備品	381	その他	92
土地	5,208	負債合計	47,775
建設仮勘定	7,771	(純資産の部)	
その他	40	株主資本	46,312
無形固定資産	112	資本金	8,619
ソフトウェア	112	資本剰余金	9,105
		資本準備金	9,068
		その他資本剰余金	36
		自己株式処分差益	
投資その他の資産	27,098	利益剰余金	29,144
投資有価証券	10,780	利益準備金	2,154
関係会社株式	14,213	その他利益剰余金	26,989
関係会社出資金	1,109	固定資産圧縮積立金	271
長期貸付金	927	配当準備積立金	2,650
その他	67	別途積立金	5,700
		繰越利益剰余金	18,367
		自己株式	△557
		評価・換算差額等	5,018
		その他有価証券評価差額金	5,018
資産合計	99,106	純資産合計	51,330
		負債・純資産合計	99,106

損益計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		50,900
売上原価		43,299
売上総利益		7,600
販売費及び一般管理費		5,541
営業利益		2,059
営業外収益		
受取利息及び配当金	866	
為替差益	69	
その他の収益	69	1,005
営業外費用		
支払利息	21	
支払手数料	36	
その他の費用	0	58
経常利益		3,006
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	428	428
特別損失		
固定資産除売却損	113	
投資有価証券売却損	1	115
税引前当期純利益		3,319
法人税、住民税及び事業税	420	
法人税等調整額	35	455
当期純利益		2,863

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
			自己株式処分差益			固定資産圧縮積立金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	8,619	9,068	3	9,071	2,154	271	2,650	5,700	16,518	27,295	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当									△1,014	△1,014	
当期純利益									2,863	2,863	
自己株式の取得											
自己株式の処分											
自己株式処分差益			33	33							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計	—	—	33	33	—	—	—	—	1,849	1,849	
当 期 末 残 高	8,619	9,068	36	9,105	2,154	271	2,650	5,700	18,367	29,144	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△829	44,157	3,507	3,507	47,665
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△1,014			△1,014
当期純利益		2,863			2,863
自己株式の取得	△2	△2			△2
自己株式の処分	274	274			274
自己株式処分差益		33			33
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			1,510	1,510	1,510
事業年度中の変動額合計	272	2,154	1,510	1,510	3,665
当 期 末 残 高	△557	46,312	5,018	5,018	51,330

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式……総平均法に基づく原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等……総平均法に基づく原価法

(ロ) 棚卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品……総平均法に基づく原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

建物……定額法

建物以外の有形固定資産……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用しておりません。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

機械及び装置 2～14年

(ロ) 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度における引当金残高はありません。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業を主要な事業として展開しており、主として合成樹脂事業においてはポリエチレン、ポリプロピレンの各種製品の製造・販売、新規材料事業においては各種光学機能性フィルム製品の加工及び製造・販売ならびに商品の販売、建材事業においてはパーティクルボード及び加工ボード等の加工及び製造・販売を行っております。

これらの製品等については、当該製品等が顧客に引渡された時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しております。ただし、国内販売においては、出荷時から製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足時点から1年以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、合成樹脂事業、新規材料事業及び建材事業において、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行った上で当該顧客に販売する有償受給取引については、顧客から受け取る対価の総額から原材料等の仕入価格を控除した純額で収益を認識しております。

また、新規材料事業において、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

(繰延税金資産の回収可能性)

(イ) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 一百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額 1,180百万円)

(ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

(固定資産の減損損失の認識及び測定)

(イ) 当事業年度の計算書類に計上した金額

合成樹脂事業に含まれる香川県仲多度郡まんのう町の合成樹脂フィルム製造設備及び香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備において、損益が継続してマイナスとなったことから、事業用資産の減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額(香川県仲多度郡まんのう町の合成樹脂フィルム製造設備2,900百万円 香川県丸亀市蓬萊町の合成樹脂フィルム製造設備2,107百万円)を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

(ロ) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	74,418百万円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額	
国庫補助金等受入により、建物342百万円、構築物0百万円、機械及び装置474百万円、工具器具及び備品4百万円、その他2百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。	
3. 保証債務	
銀行借入に対する保証債務	
オー・エル・エス(有)	406百万円
計	406百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
(イ) 短期金銭債権	3,072百万円
(ロ) 長期金銭債権	926 //
(ハ) 短期金銭債務	17,642 //
5. 取締役に対する長期金銭債務	81百万円
6. 期末日満期手形の処理	
期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。	
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。	
受取手形	160百万円
電子記録債権	471 //

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(イ) 売上高	590百万円
(ロ) 仕入高	9,006 //
(ハ) その他の営業費用	532 //
(二) 営業取引以外の取引高	114 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式	321,546株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税		37百万円
棚卸資産		50 //
長期末払金		24 //
投資有価証券		47 //
関係会社株式		326 //
関係会社出資金		128 //
退職給付引当金		876 //
減損損失		1,030 //
その他		92 //
繰延税金資産	小計	2,615百万円
評価性引当額		1,434 //
繰延税金資産	合計	1,180百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金		△2,145百万円
資産除去債務に対応する除去費用		△0 //
特定資産の買替えに係る圧縮記帳		△119 //
繰延税金負債	合計	△2,265百万円

繰延税金負債の純額 △1,085百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)KSオークラ	100.0 (一)	同社製品の購入及び当社製品の販売	同社製品の購入(注1)	1,876	買掛金	1,402
				利息の支払(注2)	3	預り金	4,200
子会社	(株)九州オークラ	100.0 (一)	同社製品の購入及び当社製品の販売	利息の支払(注2)	2	預り金	2,600
関連会社	オー・エル・エス(有)	50.0 (一)	同社高機能性フィルム製品の購入	債務保証(注3)	406	—	—
				同社高機能性フィルム製品の購入(注1,4)	—	買掛金	3,179
				利息の支払(注2)	0	預り金	2,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。
2. 余剰資金を預かっており、当該利率は、銀行預金利率を基準に当社の算定した年利率に基づき交渉の上、決定しております。
3. オー・エル・エス(有)の銀行借入(406百万円)につき、債務保証を行ったものです。なお、保証料は受領していません。
4. オー・エル・エス(有)に対する高機能性フィルム製品購入等の取引金額は、当社が代理人として行った取引のため、当該取引金額については純額で表示しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,244.53円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 238.43円 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

大倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 賢 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大倉工業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月9日

大倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大倉工業株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月13日

大倉工業株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 北 田 隆
監査等委員（常勤）長 尾 誠 司
監 査 等 委 員 馬 場 俊 夫
監 査 等 委 員 飯 島 奈 絵
監 査 等 委 員 渡 邊 洋 一
監 査 等 委 員 吉 野 泰 雄

(注) 監査等委員北田隆、馬場俊夫、飯島奈絵、渡邊洋一及び吉野泰雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図



開催日時

2024年3月22日(金曜日)午前10時
(受付開始: 午前9時)

開催場所

香川県丸亀市富士見町三丁目3番50号

オークラホテル丸亀
鳳凰の間(2階)

TEL 0877-23-2222(代表)

【ご注意】

ご来場之际しましては、お車又は公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。

ご来場に当たりサポートが必要な方は、
事前にお電話でご連絡ください。

大倉工業株式会社
電話: 0877-56-1111(代表)
(土日祝日を除く9:00~17:15)



夢がある。技術がある。未来ができる。〒763-8508 香川県丸亀市中津町1515番地

 **大倉工業株式会社**

TEL 0877-56-1111

<https://www.okr-ind.co.jp>

UD
FONT



環境に配慮した植物油インキを使用しています。